

ハイライト:

・今月は社会保険関連を中心に解説しています

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶	1
パート・アルバイト の保険加入	1
定年・退職後の社会 保険に関して	2

ご挨拶

梅雨入りとなり、しばらく雨を楽しむ季節を迎えます。
第26号では、パート・アルバイトの保険加入及び定年・退職後の社会保険に関して取り上げてみました。
内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

パート・アルバイトの保険加入

パートやアルバイトの方は、その就業時間や就業形態がまちまちのため雇用保険、社会保険に加入する義務があるのか否か判断に迷われることがあるかと思えます。

加入に関する基本的な考え方は以下の通りです。

- ・**労災保険**～パート、アルバイトいずれにしても、雇用関係下で給料が支給される立場の人が対象となっており、会社は労災保険料を支払うことになります。特に各人別の加入手続きは必要ありません。
万が一労働中に事故にあったり、通勤途中で事故にあった場合には、事故にあった労働者の方々は労災保険からの保障が受けられます。保険料率は業種によって異なりますが、一番低い率で1000分の4.5(平成18年度)となっています。労働者の本人負担はありません。全額事業主負担となります。
- ・**雇用保険**～週に20時間以上30時間未満就労していて、1年以上の雇用の見込みがある場合には、短時間労働被保険者として加入手続きをとらなければなりません。30時間以上の就労の場合には一般被保険者となります。
ただし、昼間部の学生は雇用保険上の労働者としては認められませんので、原則として被保険者にはなりません。
拠出保険料が失業手当等の財源となっています。
保険料率は、被保険者負担1000分の8、事業主負担1000分の11.5となっています(平成18年6月現在の一般の事業)。
- ・**社会保険**～社会保険には、健康保険と厚生年金保険の2種類が含まれます。
1日または1週間の労働時間及び1ヶ月の労働日数が、当該事業所の通常の勤務者の4分の

3以上である場合には、原則として被保険者となります。

保険料の料率は事業主と従業員折半で、健康保険は合計8.2%(介護保険加入者は9.43%、政府管掌の場合)、厚生年金は合計14.288%(一般事業、平成18年6月現在)です。参考までに標準報酬月額30万円の場合、従業員負担額は健康保険12,300円、厚生年金21,432円です。

私傷病で会社を休職している場合には、一定の条件を満たせば傷病手当金が健康保険から支給されます。

Q: 出向者の場合にはどうなるの？

出向元に籍を残して出向先で働く場合、出向元と出向先の契約内容や労働の実態で総合的に判断することになりますが、給料が出向元から直接支払われており、使用関係が出向元に残っている場合には下記のようになります。

社会保険～出向元での被保険者資格をそのまま継続＝出向元が保険料を負担します

雇用保険～出向元での被保険者資格をそのまま継続＝出向元が保険料を負担します

労災保険～出向労働者への指揮命令が出向先で行われているのであれば、出向先会社で労災保険が適用となります。

ホームページもご覧ください

[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)

定年・退職後の社会保険に関して

高年齢者雇用安定法がこの4月から適用となり、60歳を超えて嘱託契約等で働き続けられる方も増えているかと思えます。嘱託契約での雇用継続の場合には、給料が減額することが多いのが通常と言われています。社会保険では、60歳でいったん雇用条件が変わったとしても、雇用関係が事実上継続しているのであれば、被保険者の資格を喪失することなくそのまま継続できることになっています。しかし年金の受給権者の場合には、一旦使用関係が中断したものとみなす取り扱いをします。これは、負担している社会保険料を速やかに減額し、かつ在職老齢年金の受取額にも反映させるためです。手続きとしては、資格喪失と資格取得を同時に行うこととなります。

Q: 退職した後にはどうするの？

退職後の健康保険の加入には3種類あります。

- ①健康保険の任意継続被保険者となる
- ②市区町村の国民健康保険被保険者となる
- ③家族の健康保険の扶養者となる

①は退職前日まで継続して2ヶ月以上被保険者であったこと&退職後20日以内に手続きを行うことが必要です。加えて加入できる期間は最長2年間と限りがあり、保険料は全額自己負担となります(会社勤務時と比較すると約2倍の負担アップ)。但し、標準報酬月額の平均が上限となります。

①～③いずれの方法を選択すると一番負担が低くすむかの検討が必要となります。一般的には報酬の高い方は①の加入方法がベストと言われていますが、傷病手当金などを受給していて退職される場合など、ケースによってはその有利不利が変わってきますので、状況に応じて負担額と受給額の比較検討が必要となります。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。



中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(さいたま事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp